



令和2年度

事務事業概要

宮城県仙南保健福祉事務所

目 次

1	圏域の概況	
	(1) 地 勢	1
	(2) 所管区域の状況	1
2	事務所の概要	
	(1) 組織及び職員の配置	2
	(2) 分掌事務	
	◆ 企画総務班	3
	【 地域保健福祉部 】	
	◆ 成人・高齢班	4
	◆ 母子・障害班	4
	◆ 疾病対策班	5
	◆ 生活支援第一班・生活支援第二班	5
	【 環境衛生部 】	
	◆ 食品衛生班	6
	◆ 獣疫薬事班	6
	◆ 環境廃棄物班	6
3	令和2年度 仙南保健福祉事務所基本方針	7
4	所管事業一覧表	8
5	重点事業の概要	13
6	定期相談等日程表	27
7	主な行事予定	29
8	関連協議会及び団体一覧	33
9	所内電話番号等一覧	37

1 圏域の概況

(1) 地 勢

当管内は、蔵王山嶺と阿武隈高地及び阿武隈川流域から形成されており、比較的温暖な気候と豊かな自然に恵まれているため、古くから開けた地域である。

現在は、稲作や畜産を中心とした農業が盛んであり、また、蔵王国定公園の雄大な自然や温泉・スキー場等の観光地としての性格も有している。これに加え、近年は先進技術型工場の立地も進んでおり、人間と自然が共生できる生活環境に恵まれた地域でもある。

管内の面積は1,551.40km²で、県全体の21.3%を占めている。また、令和2年3月末の人口は168,703人であり、県全体に占める割合は7.4%である。

(2) 所管区域の状況

当事務所の所管区域は、白石市、角田市、刈田郡（蔵王町・七ヶ宿町）、柴田郡（大河原町・村田町・柴田町・川崎町）、伊具郡（丸森町）の2市7町であり、人口等は下記のとおりである。



【 管内の面積・人口・世帯数 】

	面積 (km ²) R2.1月末	人口(人)		世帯数	
		R2.3月末	H31.3月末	R2.3月末	H31.3月末
白石市	286.48	33,432	34,027	14,225	14,257
角田市	147.53	28,560	29,153	11,432	11,504
蔵王町	152.83	11,769	11,978	4,479	4,483
七ヶ宿町	263.09	1,341	1,373	629	634
大河原町	24.99	23,624	23,543	9,882	9,686
村田町	78.38	10,706	11,027	4,007	4,048
柴田町	54.03	37,461	37,704	15,836	15,725
川崎町	270.77	8,654	8,760	3,389	3,336
丸森町	273.30	13,156	13,565	5,057	5,109
計	1,551.40	168,703	171,130	68,936	68,782

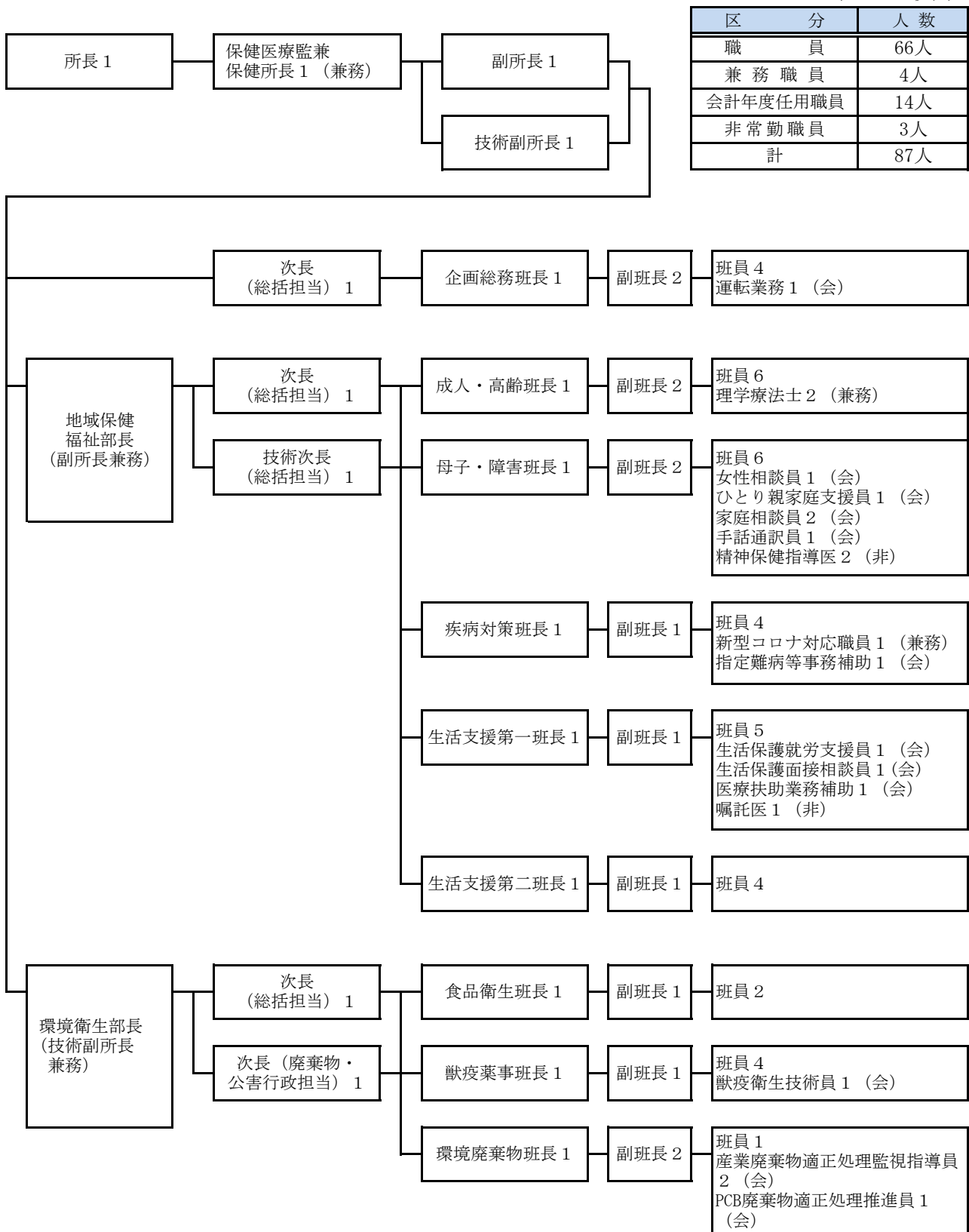
※出典： 全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

住民基本台帳人口及び世帯数（県震災復興・企画部統計課）

2 事務所の概要

(1) 組織及び職員の配置

(R2.5.1 現在)



【注釈】 兼務：他所属との兼務職員 会：会計年度任用職員 非：非常勤職員

(2) 分掌事務

◆企画総務班

- 1 保健福祉事務所及び保健所の施策の総合的な企画及び調整に関する
こと
- 2 保健及び福祉に係る総合相談に関すること
- 3 保健及び福祉に係る情報提供に関すること
- 4 保健及び福祉に係る地域支援方策の企画及び調整に関すること
- 5 地域の医療計画及び福祉計画の調整及び実施に関すること
- 6 保健関係及び福祉関係の人材の育成に関すること
- 7 その他保健及び福祉に係る総合的サービスの提供に関すること
- 8 地域保健・福祉に関する統計及び情報の収集並びに分析に関すること
- 9 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること
- 10 地域医療に関すること
- 11 社会福祉事業に関すること
- 12 民生委員及び児童委員に関すること
- 13 災害救助に関すること
- 14 保護金品等の交付に関すること
- 15 病院・診療所その他医療機関の指導に関すること
- 16 医師・歯科医師その他保険医療関係者に関すること
- 17 日本赤十字社に関すること
- 18 財務総合管理システムに関すること
- 19 県ゆずりあい駐車場利用証に関すること
- 20 保健福祉事務所及び保健所の庶務に関すること

【地域保健福祉部】

◆成人・高齢班

- 1 生活習慣病予防に関する事
- 2 がん対策の推進に関する事
- 3 歯科保健に関する事
- 4 健康づくりの推進に関する事
- 5 栄養改善及び専門的な栄養指導に関する事
- 6 特定給食施設における栄養管理に関する事
- 7 特別用途食品・栄養表示基準及び健康保持増進効果等についての表示に関する事
- 8 栄養士及び調理師に関する事
- 9 高齢者の福祉に関する事
- 10 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関する事
- 11 認知症高齢者等施策に関する事
- 12 介護保険に関する事
- 13 地域リハビリテーションの推進に関する事
- 14 地域包括ケアに関する事
- 15 保健福祉関係人材の育成に関する事
- 16 地域の食育の推進に係る企画及び調整に関する事
- 17 市町村事業への技術的支援に関する事
- 18 地域の医療計画及び福祉計画の調整及び実施に関する事

◆母子・障害班

- 1 母子の保健及び医療に関する事
- 2 児童の育成及び療育に関する事
- 3 学校保健との連携に関する事
- 4 精神保健福祉に関する事
- 5 母子父子寡婦福祉に関する事
- 6 婦人保護事業に関する事
- 7 児童福祉に関する事
- 8 障害者福祉に関する事

◆疾病対策班

- 1 感染症に関すること
- 2 指定難病その他の難治性疾患等に関すること
- 3 臓器及び骨髄等の移植の普及啓発及び提供者の登録の推進に関する
こと
- 4 原爆被爆者に対する健康診断の実施等及び医療特別手当等の支給に
関すること
- 5 感染症診査協議会に関すること

◆生活支援第一班・生活支援第二班

- 1 生活保護に関すること
- 2 面接相談に関すること
- 3 医療券・医療要否意見書等の発行に関すること
- 4 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること
- 5 生活困窮者自立支援事業に関すること
- 6 その他更生及び援護に関すること

【環境衛生部】

◆食品衛生班

- 1 食品衛生に関すること
- 2 製菓衛生師に関すること

◆獣疫薬事班

- 1 狂犬病予防に関すること
- 2 動物の愛護及び管理に関すること
- 3 化製場等に関すること
- 4 食鳥処理場に関すること
- 5 薬事に関すること
- 6 薬剤師に関すること
- 7 毒物及び劇物の指導取締に関すること
- 8 献血事業の推進に関すること
- 9 薬物乱用防止に関すること
- 10 麻薬，向精神薬の指導取締に関すること
- 11 温泉に関すること
- 12 旅館，興業場及び公衆浴場等に関すること
- 13 住宅宿泊事業に関すること
- 14 理容師，美容師及びクリーニング師，並びにその営業に関すること
- 15 上水道その他衛生施設の指導監督に関すること

◆環境廃棄物班

- 1 公害（大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭）の規制等に関すること
- 2 土壌汚染対策に関すること
- 3 特定化学物質排出（P R T R法）に関すること
- 4 リサイクル（建設リサイクル，自動車リサイクル）に関すること
- 5 産業廃棄物の許可，届出及び指導に関すること
- 6 P C B廃棄物に関すること
- 7 ダイオキシン類対策に関すること
- 8 地球温暖化対策に関すること
- 9 フロン排出抑制対策に関すること

3 令和2年度 仙南保健福祉事務所基本方針

県では「宮城県震災復興計画」において、平成30年度から令和2年度までの3年間で「発展期」と定めており、最終年度となる令和2年度は、引き続き復旧・復興の完遂に向けた施策を最優先事項に位置づけるとともに、富県宮城の実現や福祉等の充実に向けた取り組みを推進し、また、人口減少・少子高齢化対策や持続可能な地域社会づくりなど、現代社会を取り巻く諸課題の解決を目指し、魅力的な地域づくりをより一層進めていくこととしています。

保健・医療・福祉分野においては、「安心と活力に満ちた地域社会づくりの推進」に取り組み、医療提供体制の確立や各分野の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備や将来を担う子どもたちへの支援等を推進しています。このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症医療体制の整備・確保とともに、感染予防や感染拡大の防止等に取り組んでいます。また、環境・生活分野においては、食の安全安心の確保や生活衛生対策の推進に取り組んでいるほか、安全で良好な生活環境の保全を通じ、持続可能な地域社会の形成を促進しています。加えて、令和元年東日本台風による被害への対応として、被災した方々の生活再建支援や被災市町村の災害廃棄物の処理等に対する支援を行っています。

このような状況の中、当保健福祉事務所では、仙南地域における保健・医療・福祉・環境・生活分野のサービスを一体的に提供している行政機関として、住民誰もが安心して健やかに暮らすための地域づくりや、安全で負荷の少ない生活環境の維持・向上を目指し、管内市町をはじめとする関係機関等と連携・協力しながら、10の重点事業及び各種施策を推進してまいります。

■令和2年度重点事業一覧

【保健福祉行政分野】

◆子どもを生き育てやすい地域づくり

①母子保健対策事業

◆生涯を豊かに暮らすための健康づくり

②保健所健康づくり事業

③感染症関連事業

◆誰もが安心して生活できる地域づくり

④地域包括ケアシステムの推進

⑤精神障害者地域生活等支援事業

⑥生活保護受給者への就労支援

⑦仙南地域災害医療支部による災害対応訓練

【環境衛生行政分野】

◆安全で安心できる食と暮らしの確保

⑧HACCP式衛生管理手法の導入支援による“苦情・不良食品”の発生抑制

⑨簡易給水施設の衛生確保対策並びに利用実態の把握

◆持続可能な地域社会の実現

⑩PCB廃棄物の処理終了に向けた指導強化

4 所管事業一覧表

【保健福祉行政分野】

◆施策項目：子どもを生き育てやすい環境づくり

(◎：重点事業)

施策名	事業名	担当班	調書頁
多様な子育て支援サービスの充実	・ 保育行政及び保育所運営指導事業	母子・障害班	
子育て家庭等の経済的な負担の軽減	・ 不妊に悩む方への特定治療支援事業 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子・障害班 〃	
子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実	◎母子保健対策事業 ・ 母子保健児童虐待予防・防止対策事業 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・ 家庭相談員設置事業 ・ ひとり親家庭支援員設置事業 ・ 母子生活支援施設入所事務 ・ 助産施設入所事務 ・ 家庭相談員による相談・支援 ・ ひとり親家庭支援員による相談・支援	母子・障害班 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	13
安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実	・ 妊娠高血圧症候群等療育援護事業 ・ 心身障害児等発達・療育支援事業	母子・障害班 〃	

◆施策項目：安心できる地域医療の充実

施策名	事業名	担当班	調書頁
安心できる地域医療の充実	・ 地域医療対策委員会運営 ・ 医療監視及び病院の経営管理指導	企画総務班 〃	
地域リハビリテーションの推進	・ 地域リハビリテーション推進強化事業	成人・高齢班	
総合的ながん対策の推進	・ 保健所がん対策推進事業	成人・高齢班	
障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実	・ 結核児童療育給付事業	母子・障害班	
臓器移植の推進	・ 角膜・腎臓・骨髄バンク登録事業	疾病対策班	
医薬品等の適正な使用の確保	・ 薬局等監視 ・ 薬剤師免許申請事務 ・ 麻薬取扱施設等監視指導 ・ 麻薬取扱者免許・届出事務 ・ 薬物乱用防止指導員活動支援 ・ 献血の推進と普及啓発	獣疫薬事班 〃 〃 〃 〃 〃	

◆施策項目：生涯を豊かに暮らすための健康づくり

(◎：重点事業)

施策名	事業名	担当班	調書頁
生涯を豊かに暮らすための健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次みやぎ21健康プラン推進事業 ・メタボリックシンドローム対策戦略事業 〔◎保健所健康づくり事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ・スマートみやぎ健民会議 ・受動喫煙防止対策推進事業 ・特定給食施設及び給食施設指導事業 ・食生活改善普及事業 ・栄養士研修事業 ・管理栄養士・栄養士・調理師免許事務 ・地域栄養管理対策事業 ・県民健康・栄養調査事業 	成人・高齢班 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	14
健康づくりに向けた温泉の適切な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉適正利用推進事業（温泉利用許可施設の監視指導事業） ・温泉保護対策事業 	獣疫薬事班 〃	
みやぎらしい食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎの食育推進戦略事業 	成人・高齢班	
生活習慣病の早期発見と予防	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業等補助事業 	成人・高齢班	
歯と口腔の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健推進事業 	成人・高齢班	
結核等感染症の予防と正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症関連事業 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防事業 ・感染症発生対策事業 ・結核・感染症発生動向調査事業 ・結核対策特別促進事業 ・結核管理検診・接触者健康診断 ・新型インフルエンザ対策事業 ・結核医療措置事業(医療費公費負担) ・肝炎治療特別促進事業 ・肝炎対策事業 ・結核定期健康診断事業 ・エイズ等対策事業 	疾病対策班 〃 〃 〃 〃	16
自死対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策強化事業 	母子・障害班	

◆施策項目：誰もが安心して生活できる地域づくり

(◎：重点事業)

施策名	事業名	担当班	調書頁
高齢者を支えるサービス等の充実	◎地域包括ケアシステムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進体制整備事業 ・地域リハビリテーション推進強化事業 ・認知症地域ケア総合支援体制構築等推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の推進及び支援 ・介護保険施設等の指導 	成人・高齢班 〃 〃	18
高齢者がいきいきと生活する社会づくり	・高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業	成人・高齢班	
障害者（精神）等の地域での生活支援	・障害者総合支援法施行による市町支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当等支給事業 ・手話通訳員設置事業 ・社会的引きこもりケア体制整備事業 ・アルコール専門相談 ◎精神障害者地域生活等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者相談訪問指導事業 ・警察官等通報時の診察・移送・措置事務 ・心身障害者扶養共済事業 ・高次脳機能障害者支援事業 	母子・障害班 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	19
女性や子ども，高齢者や障害者等の人権の擁護	・高齢者権利擁護推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力(DV)被害者支援対策事業 ・児童虐待防止対策事業 ・女性相談員設置事業 	成人・高齢班 母子・障害班 〃 〃	
難病患者等の治療及び健康維持の支援	・難病患者地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ALS在宅療養患者介護人派遣事業 ・指定難病等・小児慢性特定疾病医療費助成事業 ・指定難病・小児慢性特定疾病治療に係る通院介護費用交付事業 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ・原爆被爆者対策事業 	疾病対策班 〃 〃 〃 〃 〃	
生活保護など生活を保障する制度の実施及び自立した生活に向けた相談支援	・生活保護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人死亡人取扱事業 ◎生活保護受給者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 	生活支援第一班 ・生活支援第二班 〃 〃 〃	20
住民主体の地域福祉活動等の推進	・市町村地域福祉おこし事業	企画総務班	
地域福祉活動団体等への支援	・民生委員活動費等補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設補助事業 	企画総務班 〃	
防災体制の整備	・災害発生時の配備体制の整備	企画総務班	

災害医療救護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 仙南地域災害医療支部による医療救護体制の整備 仙南地域災害医療連絡会議の開催 ◎仙南地域災害医療支部による災害対応訓練 	企画総務班	2 2
-------------	---	-------	-----

【環境衛生行政分野】

◆施策項目：安全で安心できる食と暮らしの確保

(◎：重点事業)

施策名	事業名	担当班	調書頁
食の安全安心の確保	◎HACCP式衛生管理手法の周知と導入支援 <ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設監視指導 食中毒防止対策 	食品衛生班 〃 〃	2 3
毒物・劇物の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物販売業等指導 毒物劇物取扱者試験事務 毒物劇物事故防止対策 	獣疫薬事班 〃 〃	
安心できる生活環境の衛生の維持	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生関係営業施設（理・美容・クリーニング・旅館（民泊を含む）・興行場）の指導監督 環境衛生関係営業施設（公衆浴場業許可施設）の指導監督 上水道施設の指導監督 ◎簡易給水施設の衛生確保対策 建築物の衛生的環境の指導監督 プール・墓地・衛生害虫等の指導監督 相談対応等 	獣疫薬事班 〃 〃 〃 〃 〃	2 5
人と動物が共生する地域社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護思想の普及啓発 動物取扱事業所の指導監督 狂犬病予防・飼い犬の取締指導 放浪犬捕獲等苦情対応，咬傷事故調査，犬・ねこ引取 	獣疫薬事班 〃 〃 〃	

◆施策項目：持続可能な地域社会の実現

(◎：重点事業)

施策名	事業名	担当班	調書頁
地域からの地球環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の環境基本計画策定支援 環境教育に関する事務（環境教育リーダー派遣） みやぎ環境税市町村環境交付金事業 フロン排出抑制に向けた指導監督 	環境廃棄物班 〃 〃 〃	
循環型の地域社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等のごみ減量化・再利用等支援 自動車リサイクル法に関する関連事務 建設リサイクル法に関する関連事務 その他各種リサイクル法に関する関連事務 産業廃棄物処理業者に対する指導監督 産業廃棄物処理施設に対する指導監督 	環境廃棄物班 〃 〃 〃 〃 〃	

	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物排出事業者に対する適正処理推進 ・一般廃棄物処理に関する市町村への助言・指導 ・一般廃棄物処理施設（ごみ・し尿）に対する助言・監督 ・廃棄物の不法投棄防止対策 ・有害使用済機器に関する関連事務 ・浄化槽及び浄化槽保守点検業に関する指導監督 ◎ PCBの確実な処理に向けた対策 ・畜舎・化製場の指導監督 	環境廃棄物班 // // // // // // // //	26
安全で良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染・水質汚濁等の指導監督 ・ダイオキシン類排出規制に関する指導監督 ・アスベストに関する指導監督 ・土壌汚染対策に関する指導監督 ・悪臭・地盤沈下に関する指導監督 ・公害関係の苦情等への対応 	環境廃棄物班 // // // // //	

令和2年度重点事業調書

母子・障害班
令和2年4月1日現在

基本方針	子どもを生き育てやすい環境づくり		
事業名	母子保健対策事業		
根拠法令等	母子保健法	本庁担当課	子ども・家庭支援課
	宮城県地域リハビリテーション推進強化事業実施要綱等関係要綱	事業開始年度	平成14年度
1. 現状と課題			
<p>① 乳幼児健康診査や保育、教育等の場面において「気になる子（気になる行動をする児）」が増加している。特に気になる行動として、多動や衝動性、攻撃性が強く集団行動をとりにくい等が多く上がっており、保護者や関係職員は対応に苦慮することが多い。</p> <p>② 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行なう「子育て世代包括支援センター（理念）」を令和2年度末までに設置することが市町村の努力義務として法制化されており、4市町（角田市、蔵王町、大河原町、柴田町（令和2年1月末現在））が設置済みであり、残る5市町についても関係各課・室と調整中であり、令和2年度末までに設置する見込である。また、乳幼児精神発達精密検査については、令和3年度以降は児童相談所から本来の実施主体である市町で実施されることが決定しているが、実施に向けた市町の体制整備において人材の確保等の問題で受け入れが進まない状況にある。</p>			
2. R2目標			
<p>1 市町母子保健担当者会議や研修会等を開催し、市町の意向や圏域内の調整等を行ない、令和3年度からの乳幼児精神発達精密検査の市町実施に向け、早期療育支援体制が整備されることを目指す。</p> <p>2 令和2年度末までに各市町において「子育て世代包括支援センター」が設置され、母子保健の切れ目ない支援の構築を目指す。</p>			
3. R2事業計画			
<p>1 早期療育支援体制の整備（乳幼児精神発達精密検査の市町実施）</p> <p>(1) 市町の協議・検討の場や、乳幼児精神発達精密検査委託希望事業所の打ち合せの場において、指導・調整の後方支援を行なう。</p> <p>(2) 市町母子保健担当者会議・グループミーティング等の開催</p> <p>(3) 保健師等母子保健関係者に対する研修</p> <p>2 母子保健の切れ目ない支援の構築</p> <p>(1) 子育て世代包括支援センターの設置に向けた市町支援（市町母子保健担当者会議等で情報交換の実施）</p> <p>(2) 産科医療機関等との母子保健連絡会議の開催</p> <p>(3) 市町主催の新生児訪問カンファレンス等への参加</p>			
4. 前年度又は過去の実績			
<p>1 早期療育支援体制の整備</p> <p>(1) 仙南管内母子保健担当者ワーキンググループ（R1.8.23）を開催し、乳幼児精神発達精密検査の市町への実施に向けての意見交換を行った。</p> <p>(2) 管内母子保健担当者会議（R1.6.17）を開催し、市町の課題を整理、意見交換を行った。</p>			

令和2年度重点事業調書

成人・高齢班
令和2年4月1日現在

基本方針	生涯を豊かに暮らすための健康づくり		
事業名	保健所健康づくり事業		
根拠法令等	地域保健法，健康増進法， 第2次みやぎ21健康プラン	本庁担当課	健康推進課
		事業開始年度	平成25年度
1. 現状と課題			
<p>① 仙南地域では、小・中学生及び成人の肥満が県平均より多く、国・県より脳血管疾患による死亡が多い現状にある。県民が健康づくりを実践しやすい環境の整備等ポピュレーションアプローチを推進するためには青・壮年期からの取り組みが重要である。</p> <p>② 青・壮年期の働き盛り世代に対しては、食塩摂取量が県の目標値より多く、歩数は目標値を下回っているという課題があることから、職域関係団体と連携し、「減塩」「歩数増加」に重点をおいた健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進するよう啓発する必要がある。</p> <p>③ 生涯にわたる適切な生活習慣の定着を図るためには、子どもの時（特に幼児・学童期）から適切な食習慣や運動習慣を身に付けるための取り組みが重要である。また、保護者の生活習慣が子どもの生活習慣に影響を与えていることが推測できることから、子どもだけではなく、保護者への啓発も図る必要がある。</p> <p>④ 関係機関との連携を進めることにより、新たな啓発場面等が得られるとともに、当所では関わりが少ない対象への啓発や、人の集まる場面に外向くことでの効率的な啓発を図ることが出来た。また、連携先にとっても、健康づくり媒体等簡単に活用できるツール等の情報を得ることで、活動に係る予算や時間の軽減が図られ、健康づくり活動を行うハードルが下がる等の効果にも繋がっている。</p>			
2. R2目標			
<p>1 庁内外の関係機関との連携体制の強化を図る。</p> <p>2 成人・高齢班の関係施設のみならず、他班の関係施設や商工会等関係機関と連携し、引き続き健康チャレンジウィークへの参加を勧奨する。特に50人未満の小規模事業所は衛生管理者の選任義務がなく健康づくりの環境が整っていないことが推測できることから、重点的に参加勧奨を行うが、令和元年度は通知するだけでは参加実績が伸びなかったため、令和2年度は通知に加えて電話等を活用するなど、より積極的な参加勧奨を行うこととする。</p> <p>3 減塩及び運動習慣定着に向けた啓発が家庭に届くよう、市町や子どもの育成支援を行う関係者等への情報提供や人材育成等を進める。</p>			
3. R2事業計画			
<p>「減塩」「歩数増加」に重点をおき、以下の事業を実施する。</p> <p>1 企画・評価会議の開催</p> <p>2 働く人の健康づくり推進事業</p> <p>(1) せんなん健康チャレンジウィークの実施（減塩，歩数増加，受動喫煙防止，定時退庁等）</p> <p>(2) 働く人のスマートライフ通信の発行（年4回）</p> <p>(3) 減塩の日の普及</p> <p>(4) 仙南地域医療対策委員会地域保健・健康増進部会事業との連携</p> <p>3 子どもの健康なからだづくり推進事業</p> <p>(1) 市町，保育所連合会や教育事務所等，子どもの育成支援等を行う関係者や市町の取組増加に向け，健康課題の共有やその解決に向けた研修会への参画・協力，市町や子どもの育成支援機関向けの啓発ツール等の提供等。</p> <p>(2) 教育事務所との共催による研修会の開催</p> <p>(3) 仙南栄養士会と連携した，親子向け減塩活動</p> <p>(4) 仙台大学と連携した親子向け減塩活動や運動習慣定着に向けた啓発活動の実施</p>			

4. 前年度又は過去の実績

- 1 企画・評価会議 (R1. 7. 31, R2. 2. 12)
- 2 働く人の健康づくり推進事業
 - (1) せんなん健康チャレンジウィークの実施 (R1. 10. 1～10. 7)
 - (2) 働く人のスマートライフ通信の発行 (年 3 回)
 - (3) 減塩の日の普及 (毎月 17 日庁内放送)
- 3 子どもの健康なからだづくり推進事業
 - (1) 子どもの育成支援等を行う関係者や市町の取組増加に向けた支援等
 - ①学校・地域保健連携推進事業課題解決会議での健康課題の情報提供 (R1. 7. 4)
 - ②学校・地域保健連携推進事業研修会での教材等 PR (R1. 8. 29)
 - ③貸出教材の充実
 - (2) 仙南栄養士会と連携した、親子向け減塩活動 (東北子ども博が中止)
 - (3) 仙台大学と連携した、親子の運動習慣定着に向けた啓発活動 (東北子ども博が中止)

令和2年度重点事業調書

疾病対策班

令和2年4月1日現在

基本方針	生涯を豊かに暮らすための健康づくり		
事業名	感染症関連事業		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	本庁担当課	疾病・感染症対策室
		事業開始年度	
1. 現状と課題			
<p>① 発生届が必要な結核やその他の感染症は、変動はあるものの、毎年、発生している（別紙表1参照）。</p> <p>② 宮城県は結核罹患率が低まん延国レベルに低くなり〔平成30年罹患率（人口10万対）県7.2・仙南5.8, 47都道府県中46位〕、医療機関における結核の診療経験が減っているため、結核患者が発生した場合の対応に苦慮する例が見受けられる。平成30年度に管内病院において結核の集団感染が起き、結核患者（潜在性結核感染症を含む）や接触者が多数発生した。平成30年度から令和元年度に渡って、患者への服薬支援を徹底し、治療完遂を目指すとともに、接触者健診を確実にを行い、ハイリスク者の経過観察を実施している。令和元年度に医療機関や高齢者施設等従事者を対象に感染症対策研修会を開催し、結核医療について考える場を提供した。しかし、個々の医療機関の実情に応じて適切かつ確実な結核対策を取り組んでいただくまでには至っておらず、今後も医療機関における結核対策の充実を図る必要がある。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症患者の国内発生を受け、所内体制の強化及び各関係機関との連携の円滑化を図る必要がある。</p>			
2. R2目標			
<p>1 感染症（感染症法による全数把握感染症・集団感染）の感染拡大防止</p> <p>2 結核対策における医療従事者の資質向上と県民に対する結核の正しい知識の啓発</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症発生時の所内感染制御体制の強化及び各関係機関との連携の円滑化</p>			
3. R2事業計画			
<p>1 感染症（感染症法による全数把握感染症・集団感染）の感染拡大防止</p> <p>（1）感染症発生対策事業：感染症発生時の積極的疫学調査、指導、接触者健診、就業制限等</p> <p>（2）結核・感染症発生動向調査：感染症の発生情報の収集・分析</p> <p>（3）結核患者管理：服薬支援、DOTSカンファレンス、コホート検討会、管理検診の実施</p> <p>（4）普及啓発</p> <p>① 感染症の流行状況に応じた情報の提供：「せんなん感染症情報」発行（月1回）</p> <p>② 感染症対策に関する施設内研修会に活用できる物品の貸出：手洗いチェッカー、DVD等</p> <p>③ 介護保険・障害者・保育所等施設実地指導時の啓発チラシの配布</p> <p>2 結核対策における医療従事者の資質向上と県民に対する結核の正しい知識の啓発</p> <p>（1）医療機関における結核対策の現状把握、課題の抽出と整理（全病院巡回ヒアリング）</p> <p>（2）結核に関する出前講座の実施、市町の定期健康診断受診率向上に向けた取組み支援</p> <p>3 新型インフルエンザ等感染症発生時の所内感染制御体制の強化及び各関係機関との連携の円滑化</p> <p>（1）新型インフルエンザ等対策研修会の実施</p> <p>（2）感染症対策研修会の開催（予定）（仙南地域医療対策委員会と共催）</p>			
4. 前年度又は過去の実績			
※下記の実績は令和2年3月31日現在の数値である。			
<p>1 結核をテーマとした感染症対策研修会及び事例検討会の開催：1回（R1.11.27, 28の二日間開催）</p> <p>2 普及啓発：せんなん感染症情報の発行 月1回、手洗いチェッカー貸出 12回</p> <p>3 感染症発生時対応：積極的疫学調査 延べ 88件（結核8件、その他感染症34件、集団感染36件、疑似症10件）</p> <p>4 結核患者へ服薬支援：実人数32名、延べ人数 180名</p> <p>5 新型インフルエンザ対策：所内研修会の実施（R1.5.28）</p>			

表 1

●全数把握感染症発生状況（年度）

類型	疾患名	H26	H27	H28	H29	H30	R1
二類	結核（LTBI 含む）	39	13	29	14	24	8
三類	腸管出血性大腸菌感染症等	25	14	6	4	12	11
四類	つつがむし病，レジオネラ症等	5	8	9	14	6	9
五類	侵襲性肺炎球菌感染症等	7	8	8	6	14	14

※R1年度はR2年3月31日現在

※標記件数は発生届が出され，調査を実施したものを計上

●指定感染症対応状況（年度）

令和2年2月1日に指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症の疑似症届出数実績

疑似症届出数	行政検査実施数	検査結果(陽性)	検査結果(陰性)	備 考
10	10	0	10	左記のうち NESID取り下げ 8件

※R2年3月31日現在

●学校や施設等における感染症の集団発生（年度）

類型	疾患名	H30	R1
五類	インフルエンザ	36	26
五類	感染性胃腸炎	7	2
五類	その他（手足口病）		7
五類	その他（水痘）	1	1
五類	その他（RSウイルス）	1	

※R1年度はR2年3月31日現在

※標記件数は調査を実施したものを計上

令和2年度重点事業調書

成人・高齢班
令和2年4月1日現在

基本方針	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり		
事業名	地域包括ケアシステムの推進（地域包括ケア推進体制整備事業，地域リハビリテーション推進強化事業 他）		
根拠法令等	老人福祉法，介護保険法，地域保健法，第7期みやぎ高齢者元気プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画），各事業実施要綱	本庁担当課	長寿社会政策課，障害福祉課
		事業開始年度	平成12年度
1. 現状と課題			
<p>① 国からは，令和2年度末までに全市町で介護予防のための自立支援型地域ケア会議を立ち上げるよう示されている。管内市町の殆どが平成30年度から会議を立ち上げており，会議運営においては市町ごとに違いはあるものの，自立支援という目的に沿った内容となっている。しかしながら，柴田町にあっては令和元年度からの開催ということもあり，令和2年度も引き続き支援していく必要がある。</p> <p>② 市町には，自立支援型地域ケア会議の議論の中から地域課題を把握し，地域づくり・資源開発などの政策形成に結びつけることが求められている。先進県の大分県では，総合事業（特に通所型サービスC<短期集中予防サービス>）と社会参加の場を充実することで介護予防効果が見られる事例があり，当該サービスの効果的な実施となるよう市町支援を進めていく必要がある。なお，令和元年度，通所型サービスCを行っている山形県長井市の事業視察に角田市が参加している（丸森町は災害対応により参加できず）。</p> <p>※通所型サービスCとは，市町村が直営又は委託により，生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6ヶ月の短期間で行うサービス。</p>			
2. R2目標			
<p>1 地域ケア会議設立目標の最終年度であり，助言の質向上に向けたリハビリテーション専門職等助言者の更なる育成を図る。また，柴田町に対しては，地域ケア会議が効果的な運営として定着するよう支援する。</p> <p>2 効果を上げている市町がある通所型サービスCを立上げ検討している丸森町及び角田市に対し，効果的な事業実施となるよう整備支援する。</p>			
3. R2事業計画			
<p>1 自立支援型地域ケア会議の充実・定着に向けた市町支援</p> <p>（1）助言者の質の向上のための研修会等の開催</p> <p>（2）市町地域包括ケア担当者の情報交換会等の開催</p> <p>（3）必要に応じた各市町（特に柴田町）の地域ケア会議への出席・助言</p> <p>2 通所型サービスCの立ち上げに向けた市町支援</p> <p>（1）丸森町及び角田市に対する効果的な事業実施のための支援</p> <p>（2）それ以外の市町に対する通所型サービスCの立ち上げに資する支援（管内市町の実情を把握した上で，研修会や先進地視察等を企画）</p>			
4. 前年度又は過去の実績			
<p>1 リハビリテーション専門職助言者研修会（R1.7.24），自立支援を考えるセミナー（R1.8.26）の開催</p> <p>2 管内地域包括ケア推進研修会の開催（R1.7.11）</p> <p>3 管内市町高齢者保健福祉担当係長（班長）会議等での情報共有，意見交換（R1.7.19）</p> <p>4 地域ケア会議への出席等による実情把握（計27回）</p> <p>5 地域包括支援センター機能強化事業を活用しての支援（計12回）</p> <p>6 通所型サービスCの先進地（山形県長井市）視察（R1.11.13）</p>			

令和2年度重点事業調書

母子・障害班
令和2年4月1日現在

基本方針	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現		
事業名	精神障害者地域生活等支援事業		
根拠法令等	精神保健及び精神障害福祉に関する法律 ほか関係要綱	本庁担当課	精神保健推進室
		事業開始年度	平成17年度
1. 現状と課題			
<p>① 精神科医療機関において、入院患者の高齢化が見られ、長期入院となっている患者も多い。</p> <p>② 管内には在宅以外に地域で生活できる社会資源が少ない。</p> <p>③ 地域における精神障害者の早期発見、早期治療及び再発防止並びに地域移行、地域定着を円滑に支援していくため、<u>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められており、令和2年度末までに圏域の協議の場と市町毎の協議の場の設置が障害福祉計画の成果目標にあげられている。</u>圏域の協議の場は既存の精神保健福祉ネットワーク会議をあてることで共通認識されたが、市町における協議の場設置の必要性は理解を得られたものの詳細は調整中である。</p> <p>④ 令和元年度に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」を参考に、地域課題の整理と共有を行い、圏域と市町での解決可能な課題の役割分担を行った。課題解決のため協議の場の役割を整理し、それぞれの協議の場の連携については引き続き調整が必要である。</p>			
2. R2目標			
<p>1 地域課題の解決に対応する体制づくりの土台となる、<u>「地域のあるべき姿」とその構築に向けた取組を推進するための目標設定を既存の会議で行う。</u>さらに、<u>目標達成に向けた各機関の役割分担やロードマップ作成を圏域の協議の場で実施。市町の協議の場については、圏域の協議の場での検討事項を参考に検討してもらう。</u></p> <p>2 精神障害者の地域移行関係職員等に対する研修を実施し、スキルアップと相互理解を深める。</p>			
3. R2事業計画			
<p>1 (1) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の市町における協議の場設置に向けた助言</p> <p>(2) 仙南管内精神保健福祉担当者会議（複数回開催予定）</p> <p>(3) 仙南地域精神保健福祉ネットワーク会議</p> <p>(4) 仙南地域自立支援協議会への参画（情報提供、連携の方向性を検討）</p> <p>2 仙南管内職員に対する地域移行・地域定着に関する研修会の開催</p>			
4. 前年度又は過去の実績			
<p>1 (1) 管内精神保健福祉担当者会議（R1.7.8）を開催し、精神保健福祉に関する圏域の現状・課題の整理を行い協議の場での検討事項を確認するとともに、各市町の訪問を行ない市町の協議の場設置の必要性についての説明と地域課題の確認・整理を行った。</p> <p>(2) 上記（1）の結果を踏まえ、仙南地域精神保健福祉ネットワーク会議兼地域移行研修会を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたことに伴い、参集者へ対し市町の訪問と事前アンケート結果について、資料を配付するとともに電話による説明を行なった。</p>			

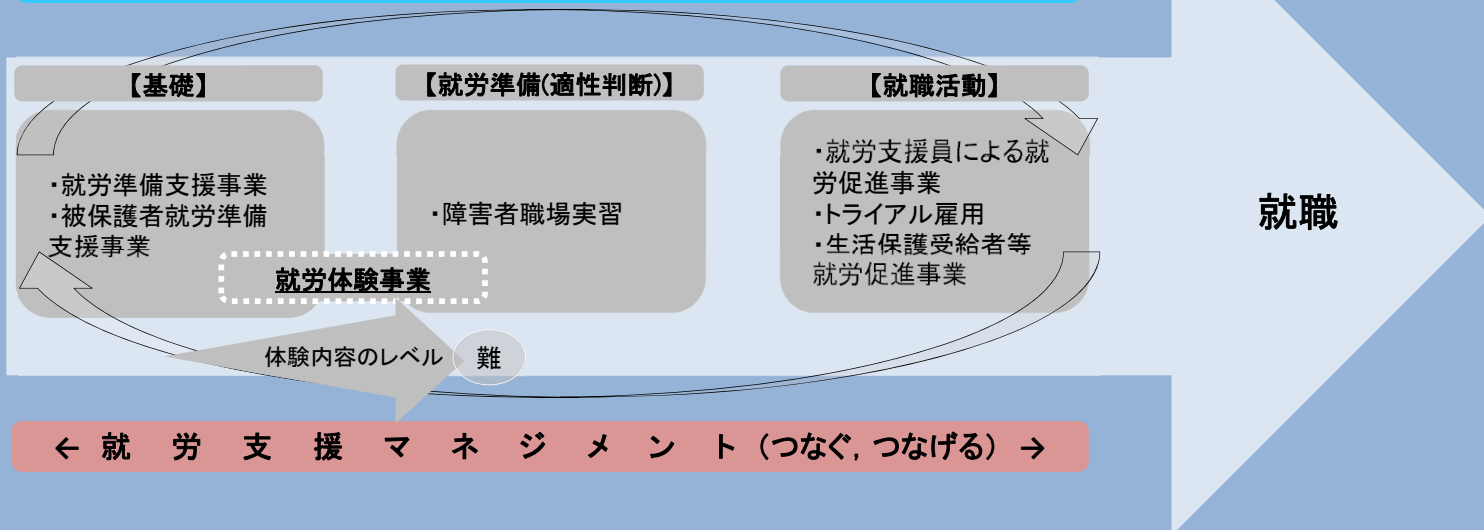
令和2年度重点事業調書

生活支援第一班・生活支援第二班

令和2年4月1日現在

基本方針	安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実		
事業名	生活保護受給者への就労支援		
根拠法令等	生活保護法	本庁担当課	社会福祉課
	生活困窮者自立支援法	事業開始年度	
1. 現状と課題			
<p>① 管内の保護率は平成23年度の9.0%をピークとして、その後はやや減少傾向にあったが、平成30年9月以降は9.0%以上と増加傾向となり、令和元年度は9.24%(12月末平均)となった。また、令和元年度の保護人員は毎月980~990人台と平成23年度(1032人)は下回っているが、世帯数は716世帯(12月末)と、保護人員が多かった平成23年度(平均686世帯)を超えた。</p> <p>生活保護となる原因はそれぞれ個々の事情により異なるが、近年の傾向としては高齢者の無年金・低収入や体調不良による失業などが目立つほか、社会構造の変化やライフスタイルの多様化、派遣労働に見られる労働環境の変化などの要因も考えられる。</p> <p>就労状況では、高齢者世帯や障害世帯等を除いた「その他世帯」における15歳以上64歳までの稼働年齢層といわれる受給者数は全体(約980名)の約2割弱(約180名)いるが、全体の中で就労している者は85名程度にとどまっている。障害や傷病により就労できない者がいる中で、就労阻害要因がないにも関わらず就労していない者は、その多くが「その他世帯」に属しており、ここをメインターゲットとして就労支援を強化していくことが必要である。</p> <p>② このような状況の中、自立を目的に就労支援を行っているが、就職に結びついて、仕事内容や通勤方法、職場の人間関係等の理由で短期間に離職するケースが見られる。仕事の適性や職場環境等にも配慮した就労支援及び就職後のフォローも必要となっており、仕事を体験することで自分の適性に合う仕事が見つけられるように関係団体との連携、協力による、「生活保護受給者就労支援マネジメント事業」【別紙ポンチ図】を令和元年7月1日に施行した。</p>			
2. R2目標			
<p>1 就労決定者の増加</p> <p>2 生活保護受給者就労支援マネジメント事業の浸透と利用件数の増加</p>			
3. R2事業計画			
<p>1 被保護者就労準備支援事業(南部自立相談支援センターの受託事業)</p> <p>2 生活保護受給者就労支援マネジメント事業(1の事業の「就労体験」や受給者に応じた最適な事業に受給者をつなぐ事業)</p> <p>3 生活保護受給者等就労促進事業(ハローワークと連携した就労支援・A票)</p> <p>4 就労支援員による就労促進事業(所単独の就労支援)</p>			
4. 前年度又は過去の実績 【R2.2末現在】			
<p>1 被保護者就労準備支援事業【6人】(延べ6)</p> <p>2 生活保護受給者就労支援マネジメント事業【4人】 ※1の利用者と就労体験を行った者(2名は要領策定前)</p> <p>3 生活保護受給者等就労促進事業 【支援対象者18人(実14)・就労決定者9人(実7)】</p> <p>4 就労支援員による就労支援事業 ※3と1名重複 【支援対象者10人(実9人)・就労決定者2人(実2)】</p>			

生活保護受給者就労支援マネジメント事業



①就労体験事業

就労体験を通じて、働くということに現実感を持ち、自分に合った職種や業種等に関する理解を深め、職場定着を向上させるもの。

②受給者に応じて最適な事業につなぐマネジメント

就労を希望する受給者の状況に応じて、最適な支援事業につなぐマネジメントを行うもの。

令和2年度重点事業調書

企画総務班
令和2年4月1日現在

基本方針	安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実																																						
事業名	仙南地域災害医療支部による災害対応訓練																																						
根拠法令等	大規模災害時医療救護活動マニュアル 仙南地域災害医療連絡会議設置要領	本庁担当課	医療政策課																																				
		事業開始年度	令和元年度～																																				
1. 現状と課題																																							
<p>① 仙南地域災害医療支部では、令和元年度から災害対応訓練の実施を開始し、令和元年度は災害対応の基本である情報伝達についての訓練を実施した。</p> <p>② 訓練を実施したことにより、関係機関で災害時の情報伝達手段や流れについて確認をすることができたが、令和元年東日本台風の災害の際に活かされなかった部分があった。また、当災害では、初動、関係機関との情報共有、市町・避難所への支援等において、スムーズな対応ができなかった場面があった。</p> <p>③ 今後は、様々な場面を想定した災害対応訓練を継続し、災害への意識を高めていくとともに備えを積み重ねていくことが重要である。</p> <p>④ なお、<u>令和2年度の災害対応訓練は、東北ブロック DMAT 参集訓練と合わせて実施</u>することを災害医療連絡会議（R2.1.29 開催）にて了承を得ている。</p>																																							
2. R2目標																																							
<p>1 関係各機関の、災害対応についての理解度の向上及び災害対策の改善</p> <p>2 訓練の円滑な実施</p>																																							
3. R2事業計画																																							
<p>1 訓練内容の打ち合わせ（医療政策課、災害医療コーディネーターと打ち合わせ R2.2月～）</p> <p>2 関係機関との事前調整 （1）災害医療アドバイザーと参加構成員から訓練内容への意見を聴取 （2）訓練参加者に対する訓練説明会の開催</p> <p>3 訓練の実施（R2.10.3(土)）</p> <p>4 訓練不参加の関係団体への研修会の開催（R2.10～11月・予定）※昨年度からの変更点 実施内容等の説明を行い、不参加の関係団体の災害対応に対するスキル向上を図る。</p> <p>5 訓練及び研修会の振り返りと次年度に向けた意見聴取（アンケート調査 R2.11月）</p> <p>6 仙南地域災害医療連絡会議に向けた資料調製（実施報告、次年度の訓練計画案 R2.12月）</p>																																							
4. 前年度又は過去の実績																																							
令和元年度 情報伝達訓練（R1.10.7実施）																																							
【訓練内容】		【訓練の評価】																																					
<ul style="list-style-type: none"> 被災医療機関の情報伝達訓練 医療機関及び事務局のEMIS等入力訓練 MCA無線、衛星電話通信訓練 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>○内は 参加機関数</th> <th>有用だった</th> <th>まあまあ 有用</th> <th>あまり有用 でなかった</th> <th>有用でな かった</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町（9）</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>病院（10）</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>医師会事務局（3）</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>59%</td> <td>32%</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		○内は 参加機関数	有用だった	まあまあ 有用	あまり有用 でなかった	有用でな かった	計	市町（9）	4	4	0	1	9	病院（10）	7	2	1	0	10	医師会事務局（3）	2	1	0	0	3	計	13	7	1	1	22	割合（%）	59%	32%	5%	5%	100%
○内は 参加機関数	有用だった	まあまあ 有用	あまり有用 でなかった	有用でな かった	計																																		
市町（9）	4	4	0	1	9																																		
病院（10）	7	2	1	0	10																																		
医師会事務局（3）	2	1	0	0	3																																		
計	13	7	1	1	22																																		
割合（%）	59%	32%	5%	5%	100%																																		

令和2年度重点事業調書

食 品 衛 生 班
令和2年4月1日現在

基本方針	食の安全安心の確保		
事業名	HACCP 式衛生管理手法の導入支援による“苦情・不良食品”の発生抑制		
根拠法令等	食品衛生法，食品衛生法施行条例	本庁担当課	食と暮らしの安全推進課
		事業開始年度	
1. 現状と課題			
<p>① 国は、食品安全対策の国際標準化，食品の輸出の促進，衛生水準の底上げ等を図る目的で，食品衛生法を改正。「HACCP に沿った衛生管理」が制度化され，1 年間の猶予期間を経て，令和3年6月1日からは原則，全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理が求められることになった。</p> <p>② 事業所の規模に応じて，「HACCP に基づく衛生管理」（大規模事業者対象）または「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」（小規模事業者対象）に取り組む必要があるが，導入に対して消極的な事業者が多い。</p> <p>③ このような中，HACCP への取り組みが制度化されたことを受け，段階的な導入に有効であった宮城県独自の取組（みやぎ HACCP）は令和元年度をもって新規申請の受付を終了した。</p> <p>④ 令和3年6月1日には「HACCP に沿った衛生管理」の運用開始のほか，許認可制度の大幅見直しが行われることから，令和2年度においてもその周知が必要となる。</p> <p>⑤ 当所管内は，他の地域に比較して「つけ物加工業者」が多いという特徴がある。県条例に基づく「つけ物加工業」の登録の際には，法律に基づく許可業種と異なり，事業者に対して“食品衛生責任者”の設置や講習会の受講が義務付けられていない。そのため，衛生に関する知識の習得は各事業者に委ねられており，事業者間での格差が大きく，知識水準の底上げが必要である。また，令和3年度の許認可制度の見直しにより新たに「漬物製造業」という許可区分が新設されることになり，その周知も必要となる。</p> <p>⑥ 前年度の収去検査において洋生菓子 36 品目中 7 品目（19.4%）が不良と判定されており，また，不良食品を発生させた事業者数も 12 事業者中 6 事業者（50.0%）と大変高くなっていることから，菓子製造業界における意識改革と合理的・客観的な最新の衛生管理手法の習得が急務である。</p>			
2. R2 目標			
<p>1 食品衛生協会等と連携した小規模事業者への HACCP 式衛生管理手法の導入促進</p> <p>2 「つけ物加工業」に対する法改正の周知と HACCP 式管理手法の導入支援</p> <p>3 菓子製造業者の衛生水準の向上と不良食品の発生抑制</p>			
3. R2 事業計画			
<p>1 食品衛生協会等と連携した小規模事業者への HACCP 式衛生管理手法の導入促進</p> <p>(1) 導入に向けた講習会の実施（継続）</p> <p>(2) 事前導入を希望する事業者への個別支援（講師派遣・講習会実施等）の実施（継続）</p> <p>(3) 自らも当事者である食品衛生推進員や食品衛生指導員に対する導入支援とそれを足掛かりに，市町・地区・業態等を単位とした面を意識した HACCP 式衛生管理手法の普及（継続）</p> <p>2 「つけ物加工業」に対する法改正の周知と HACCP 式管理手法の導入支援</p> <p>(1) 講習会の開催による法改正及び HACCP 式管理手法の周知・実務指導（新規）</p> <p>(2) 事前導入を希望する事業者への個別支援（講師派遣・講習会実施等）の実施（継続）</p> <p>3 菓子製造業者の衛生水準の向上と不良食品の発生抑制</p> <p>(1) 不良食品発生事業者への継続監視・個別指導（継続）</p> <p>(2) 保健環境センターと連携した衛生状態の見える化を図ったフォローアップ指導（継続）</p> <p>(3) 菓子製造業者を対象とした講習会の開催による危機意識の醸成及び HACCP 式管理手法の周知・実務指導（新規）</p>			

4. 前年度又は過去の実績

- 1 みやぎ HACCP 認証事業所数 (令和 2 年 3 月 31 日時点)
: ステップ 1 : 1 施設, ステップ 2 : 1 施設, ステップ 3 : 7 施設
1 施設がステップ 3 について審査中
- 2 講習会講師派遣実績 (令和 2 年 3 月 31 日時点) : 11 回 (受講者のべ 559 人)

令和2年度重点事業調書

獣疫薬事班
令和2年4月1日現在

基本方針	生活衛生対策の推進				
事業名	簡易給水施設の衛生確保対策並びに利用実態の把握				
根拠法令等	簡易給水施設等の規制に関する条例	本庁担当課	食と暮らしの安全推進課		
		事業開始年度	令和元年度		
1. 現状と課題					
<p>① 県では、令和3年度を目処に<u>条例にかかる事務について市へ委譲</u>することを目指していることから、委譲までの間に<u>あて先不明施設の現地確認</u>などによる台帳の整理を行うとともに、布設者への指導を徹底していくことが必要。</p> <p>② 簡易給水施設の布設者は、施設の衛生措置について、年に1回知事が指定する検査機関による定期検査を受ける必要があり、その結果は保健所または白石市・角田市（簡易専用水道施設のみ）へ報告することとなっている。</p> <p>③ 管内の<u>施設数は令和元年度当初で441施設</u>あるが、報告件数から算出した<u>受検率は30年度実績で57.1%</u>と<u>ここ数年6割を下回る状況</u>であるうえ、過去数年にわたり未受検の施設もあり給水施設の管理不十分が懸念された。</p> <p>④ このため、<u>前年度</u>、白石市と角田市にある未受検施設に対し、利用実態調査を兼ねた受検指導を行う目的で文書を発出。その結果、<u>あて先不明による文書返却</u>や、「<u>定期検査の受検</u>」と「<u>清掃の実施</u>」を混同している可能性のある布設者が<u>想定以上に多い</u>ことが判明。</p> <p>⑤ このことから、<u>布設者が実施すべき措置について改めて周知をおこなうことが必要であり、正しい理解の上で法定検査を受検</u>させ、持続的に安全な水の供給を確保させることが重要。</p>					
2. R2目標					
<p>1 条例で定める簡易給水施設の衛生措置にかかる定期検査受検率の向上</p> <p>2 受検施設に占める適合施設割合の増加</p>					
3. R2事業計画					
<p>1 定期検査受検率の向上</p> <p>(1) 未受検施設を対象とした、<u>布設者が講ずべき衛生措置の周知</u>と受検の促進：上半期</p> <p>(2) <u>簡易給水未利用施設に対する廃止指導ならびに現地確認</u>：上半期</p> <p>(3) 未受検施設の実地調査及び受検指導：通年</p> <p>2 不適合施設への改善指導</p> <p>(1) 定期検査不適合施設の改善指導及び改善確認：通年</p>					
4. 前年度又は過去の実績					
(件数は年度末現在)	H26	H27	H28	H29	H30（うち白石市・角田市）
簡易給水施設数	452	456	451	443	441 (164)
法定検査受検施設数	250	288	242	235	252 (98)
受検率(%)	55.3	63.2	53.7	53.0	57.1 (59.7)
法定検査不適合施設数	68	60	49	46	39 (13)
不適合率(%)	27.2	20.8	20.2	19.6	15.4 (13.2)

令和2年度重点事業調書

環境廃棄物班
令和2年4月1日現在

基本方針	循環型社会の形成			
事業名	PCB 廃棄物の処理終了に向けた指導強化			
根拠法令等	PCB 廃棄物特別措置法 廃棄物処理法	本庁担当課	循環型社会推進課	
		事業開始年度		
1. 現状と課題				
<p>① PCB 廃棄物は法に基づき、適切な保管管理及び処分期間内の処分が義務づけられおり、高濃度 PCB 廃棄物のうち変圧器・コンデンサーは令和4年3月31日まで、安定器及び汚染物等は令和5年3月31日まで、低濃度 PCB 廃棄物は令和9年3月31日までとなっている。</p> <p>② 高濃度 PCB 廃棄物については、処分期間が2～3年後と迫る中、未だ保管状況等届出の未届出事業場や処分の事前手続きとなる JESCO への未登録事業場がある。また、平成30年度から令和2年度まで PCB 使用安定器の保有状況を把握するために、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を対象とした掘り起こし調査を実施している最中であり、早急に保有状況の把握及び処分の指導が必要である。</p> <p>③ 低濃度 PCB 廃棄物については、PCB 含有が不明である機器の分析が進まない他、長期保管に伴う機器からの漏油も散見される等の課題がある。</p>				
2. R2目標				
<p>1 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間内の確実な処理の推進</p> <p>2 低濃度 PCB 廃棄物の適正保管及び早期処理の推進</p>				
3. R2事業計画				
<p>1 (1) 高濃度 PCB 廃棄物保管事業者に対する JESCO への具体的な登録手続きの指導（指導票を渡し、処理計画書を提出させる等）</p> <p>(2) 掘り起こし調査による PCB 安定器の 保有状況の把握の徹底 (R1 までの調査件数 182 件 内 111 件は状況確認済み)</p> <p>2 (1) 未分析事業場に対する分析の促進（48 事業場 90 台）</p> <p>(2) 定期的な立入検査による保管管理の適正指導及び早期処理の指導</p>				
4. 前年度又は過去の実績				
【PCB 保管事業者数】				
	H28	H29	H30	R1
保管事業者数	84	81	75	51

6 定期相談等日程表

事業名	対象者	内容等	担当班	相談時間	年間相談予定日													備考
					実施予定日	令和2年度月別相談予定日												
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
コミュニケーション発達相談	ことばやコミュニケーションになる点のある児童及び家族	言語聴覚士による相談	母子・障害班 (53-3132) ※予約制	10:30 ～ 16:00		15	24	17	26	18	28	20	23	15	24	19		
思春期・引きこもり専門相談	一般住民の方 (主に16歳以上の本人及びその家族等)	①精神科医師による相談 ②相談員による相談	母子・障害班 (53-3132) ※予約制	13:30 ～ 16:30	①	8			14				14					8
アルコール専門相談	一般住民の方	相談員による相談	母子・障害班 (53-3132) ※予約制	13:30 ～ 16:30	②	23	28	25	9	20	24	22	12	24	28	25	25	
						15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17	

事業名	対象者	内容等	担当班	相時間	年間相談予定日													備考
					実施予定日	令和2年度月別相談予定日												
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
肝炎ウイルス検査	検査希望者	①B型肝炎ウイルス検査 ②C型肝炎ウイルス検査	疾病対策班 (53-3121) ※予約制	10:00 ～ 12:00	14	12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2	4月は第2,3火曜日に変更。 5月・11月は第2,3火曜日に変更。	
エイズ相談	エイズ等感染症に係る相談・検査希望者	①エイズ等感染症に関する相談 ②HIV抗体検査 ③クラミジア抗体検査 ④梅毒検査	疾病対策班 (53-3121) ※予約制	10:00 ～ 12:00	14	12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2	4月は第2,3火曜日に変更。 5月・11月は第2,3火曜日に変更。	
骨髓バンク登録受付	骨髓提供希望者	①骨髓バンク登録受付 ②採血	疾病対策班 (53-3121) ※予約制	9:00 ～ 10:00	14	12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2	4月は第2,3火曜日に変更。 5月・11月は第2,3火曜日に変更。	
結核接触者健康診断	結核患者家族及び家族以外の接触者	①診察 ②ツベルクリン反応検査又はQFT検査 (医療機関委託によるエックス線検査)	疾病対策班 (53-3121)	9:00 ～ 10:00	14	12	2	7	4	1	6	10	1	5	2	2	4月は第2,3火曜日に変更。 5月・11月は第2,3火曜日に変更。	
村田町竹の内産業廃棄物最終処分場に係る健康相談	村田町竹の内地区にお住まいの方等	健康相談に関すること	疾病対策班 (53-3121) ※予約制	※随時対応														

7 主な行事予定（定期相談を除く）

班名	4月	5月	6月
企画総務	<ul style="list-style-type: none"> ◆人口動態調査（～3月） ◆病院報告・医療施設動態調査（～3月） 		<ul style="list-style-type: none"> ◆地域医療対策委員会運営委員会・理事会
成人・高齢	<ul style="list-style-type: none"> ◆みやぎ出前講座（～3月） ◆保健所健康づくり事業（～3月） ◆地域の食育推進事業（～3月） ◆栄養士/調理師/管理栄養士免許業務（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆仙南栄養士会定期総会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙週間関連事業 ◆管内市町健康づくり・がん対策担当係長（班長）会議 ◆リハビリテーション資源一覧更新
母子・障害		<ul style="list-style-type: none"> ◆アルコール家族教室 ◆管内母子保健担当者会議 ◆婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会 ◆仙南地域精神保健福祉ネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引きこもり家族交流会 ◆精神保健福祉職員基礎研修会 ◆高次脳機能障害者家族交流会
疾病対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆結核診査部会（毎月） ◆特定難病・小児慢性特定疾病・肝炎申請受付（随時） ◆感染症発生動向調査（毎週1回，月1回） 		
生活支援 （第一・第二）			<ul style="list-style-type: none"> ◆管内生活保護事務担当者会議
食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品営業許可更新受付 	<ul style="list-style-type: none"> ◆集団給食施設等監視 	<ul style="list-style-type: none"> ◆食中毒予防月間（～7月） ◆集団給食施設等監視
獣疫薬事	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活衛生施設立入（～3月） ◆薬物乱用防止教室（～3月） ◆毒物劇物危害防止・麻薬等指導取締（～3月） ◆放浪犬捕獲等苦情対応（～3月） ◆動物取扱業施設新規登録・更新（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不正大麻・けし撲滅運動（～7月） ◆動物愛護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ◆プール立入検査（～7月） ◆温泉部会 ◆薬物乱用防止指導員協議会定期総会・研修会 ◆薬剤師会定期総会・研修会 ◆「ダメ・ゼッタイ」普及運動（～7月） ◆食鳥肉収去（年2回） ◆浴槽水検査（年4回） ◆旅館施設立入調査（～7月）
環境廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業廃棄物適正処理推進事業（～3月） ◆光化学オキシダント対策（～9月） ◆工場・事業場立入検査（～3月） ◆臭気状況調査（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不法投棄監視ウィーク ◆廃棄物重点監視施設立入（～3月） ◆産業廃棄物処理事業者等立入（～3月） ◆ばい煙発生施設ガス検査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境月間 ◆建設リサイクル法パトロール ◆廃棄物処理法各種報告 ◆P T R法届出 ◆P C B廃棄物届出

班 名	7 月	8 月	9 月
企画総務	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療・介護福祉連携事業第1回担当者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生行政報告例 ◆保健看護学実習指導(～9月) ◆医療施設静態調査, 患者調査, 受療行動調査(～10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務局監査 ◆地域保健・健康増進事業報告 ◆医療機関立入検査(～2月) ◆救急医療啓発活動 ◆仙南地域災害医療連絡会議担当者会議
成人・高齢	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険事業所集団指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆給食栄養管理担当者研修会 ◆介護保険事業所実施指導(～2月) ◆特定給食施設等個別指導(～3月) ◆仙南地区在宅ホスピスケア連絡会総会・研修会 ◆管理栄養士養成施設学生実習① 	<ul style="list-style-type: none"> ◆子供の健康なからだづくり推進研修会 ◆仙南地区食育推進研修会 ◆老人の日関連事業 ◆地域医療対策委員会地域保健・健康増進部会①
母子・障害	<ul style="list-style-type: none"> ◆保育所運営指導監査(～9月) ◆管内精神保健福祉担当者会議 ◆アルコール家族教室 ◆管内精神保健福祉担当者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定サービス事業所等指導事業(～1月) ◆引きこもり家族交流会 ◆管内高次脳機能障害支援ネットワーク会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆アルコール家族教室
疾病対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定難病・小児慢性特定疾病一斉更新受付(令和2年度自動更新) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆原爆被爆者定期健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通院介護費用認定・交付 ◆難病対策地域協議会 ◆難病患者支援者研修会(実施方法検討中)
生活支援 (第一・第二)			<ul style="list-style-type: none"> ◆法施行事務指導監督
食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品営業許可更新受付 ◆食品施設夏期一斉取締 		<ul style="list-style-type: none"> ◆集団給食施設等監視
獣疫薬事	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町獣疫衛生担当者会議 ◆特定建築物一般立入検査(～8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆医薬品等一斉監視指導(～10月) ◆登録販売者試験 	<ul style="list-style-type: none"> ◆動物愛護週間 ◆温泉水細菌検査 ◆毒物劇物取扱者試験
環境廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ◆ダイオキシン特措法施設立入 ◆悪臭測定調査 		<ul style="list-style-type: none"> ◆不法投棄防止強化月間 ◆仙南地域廃棄物不法投棄防止対策連絡会議 ◆土壌ダイオキシン類調査

班 名	10 月	11 月	12 月
企画総務	◆仙南地域災害医療支部災害対応訓練	◆委員監査 ◆仙南地域の医療と介護を考える講演会	◆医師，歯科医師，薬剤師及び保健師等調査
成人・高齢	◆せんなん健康チャレンジウィーク ◆障害者ケア向上研修会① ◆管内市町認知症施策担当者会議	◆仙南圏域地域包括ケア推進研修会 ◆障害者ケア向上研修会② ◆管理栄養士養成施設学生実習② ◆宮城県食生活改善推進員連絡協議会仙南ブロック研修会	◆認知症ケア向上研修会 ◆発達障害児早期支援研修会
母子・障害	◆保育行政運営指導監査 ◆精神障害者地域移行研修会 ◆母子保健児童虐待予防研修会 ◆管内精神保健福祉担当者会議 ◆自死対策研修会 ◆引きこもり家族交流会	◆無認可保育施設立入調査（～12月） ◆高次脳機能障害者家族交流会 ◆アルコール家族教室	◆引きこもり家族交流会 ◆産科医療機関との母子保健連絡会議
疾病対策	◆難病医療講演会	◆感染症対策研修会（地域医療対策委員会共催）	◆HIV・梅毒迅速検査
生活支援 （第一・第二）		◆仙南ブロック福祉事務所保護現業員研修会	
食品衛生	◆食品営業許可更新受付	◆集団給食施設等監視	◆食品施設年末一斉取締
獣疫薬事	◆温泉部会 ◆薬と健康の週間 ◆麻薬覚せい剤乱用防止運動（～11月） ◆動物取扱責任者研修 ◆動物愛護事業 ◆食鳥肉収去（年2回） ◆市町水道事業所立入（～11月）	◆毒物劇物運搬車両取締 ◆医療機器一斉監視指導（～2月） ◆理美容衛生講習会（～2月）	◆合同庁舎献血
環境廃棄物	◆3R推進月間 ◆県境合同会議（パトロール） ◆建設リサイクル法パトロール	◆地下水水質調査	◆地球温暖化防止月間 ◆みやぎ環境交付金事業実施確認調査（～3月）

班 名	1 月	2 月	3 月
企画総務	◆仙南地域災害医療連絡会議	◆医療・介護福祉連携事業第2回担当者会議	
成人・高齢	◆若年性認知症の人と家族の交流会	◆仙南圏域認知症地域ケア推進会議 ◆仙南地区在宅ホスピスケア連絡会世話人会 ◆保健所健康づくり事業企画・評価会議 ◆地域医療対策委員会地域保健・健康増進部会②	◆若年性認知症の人と家族の交流会 ◆介護認定審査会委員研修会
母子・障害	◆アルコール家族教室 ◆仙南地域精神保健福祉ネットワーク会議	◆管内母子保健担当者会議	◆アルコール家族教室
疾病対策		◆原爆被爆者定期健康診断	◆通院介護費用交付
生活支援 (第一・第二)	◆全国ホームレス実態調査		◆基準改定等説明会
食品衛生	◆食品営業許可更新受付	◆集団給食施設等監視	◆仮設店舗出店者との打合せ
獣疫薬事	◆はたちの献血キャンペーン(～2月) ◆化製場等監視(～2月) ◆特定建築物一般立入検査(～2月)	◆温泉部会 ◆毒物劇物業務上取扱者講習会	◆市町獣疫衛生担当者会議 ◆県内献血担当者会議
環境廃棄物		◆省エネルギー一週間 ◆みやぎ環境交付金事業計画受付	

8 関連協議会及び団体一覧

＜企画総務班＞

(令和2年4月1日現在。以下同。)

No	名称	代表者	事務局	構成員	設置目的等
1	日本赤十字社宮城県支部仙南地区	地区長 三浦 義博	当所	管内各市町分区	赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成する。
2	仙南地域医療対策委員会	会長 小松 和久	当所	管内各市町 ・管内各医師会、仙南歯科医師会 ・仙南薬剤師会 ・管内病院群輪番制参加病院 ・仙南地域広域行政事務組合（消防本部） ・当所	仙南地域における保健・医療・福祉体制の確立及び事業の推進を図る。
3	仙南地方保健師協議会	会長 小室 つか恵 (白石市健康推進課長補佐)	当所	管内各市町保健師 ・仙南保健福祉事務所保健師	保健師の質の向上と業務の円滑なる運営に資するための調査研究及び研修を行い、会員相互の親睦と連絡調整を図る。
4	仙南地域災害医療連絡会議	議長 野村 亮介 (地域災害医療コーディネーター)	当所	管内各市町 ・管内各医師会、仙南歯科医師会 ・仙南薬剤師会、宮城県看護協会仙南支部 ・みやぎ県南中核病院、公立刈田総合病院 ・仙南地域広域行政事務組合（消防本部） ・当所	平時から災害時の対応が迅速かつ適切に行える体制の確立を図るため、管内の災害医療体制についての情報共有及び協議を行う。災害発生時には地域災害医療支部の下で医療救護班の派遣調整等に協力する。

<成人・高齢班>

No	名 称	代 表 者	事 務 局	構 成 員	設 置 目 的 等
1	仙南栄養士会	会長 工藤 洋子	会長施設 (角田市中 島保育所)	管内に勤務, 又は在住する管理栄養士, 栄養士	仙南地域住民の健康と福祉の向上に資するとともに, 栄養改善, 健康増進に寄与し, 栄養士の資質向上を図る。
2	宮城県食生活改善推進員連絡協議会 仙南ブロック	門馬 哲子	県協議会理事	管内各市町の食生活改善推進員	会員相互の親睦とよりよい食生活の普及と理解を深め, もって地域住民の健康増進に寄与する。
3	宮城県老人福祉施設協議会白石・角田地区連絡協議会	会長 沼田 健一	会長施設 (釜房みどりの園)	仙南圏域内介護老人福祉施設, 通所介護事業所及び軽費老人ホーム等の長	高齢社会における地域住民の福祉・保健・医療の推進を図る。
4	仙南地区在宅ホスピスケア連絡会	代表 安藤 ひろみ	当所	仙南地区の保健・医療・福祉に従事者, 当所及び本会の目的に賛同する個人	地域における在宅ホスピスケアの推進を図り, 患者・家族を含む住民と保健・医療・福祉の関係職種及び機関が連携強化し, 患者及び介護家族の身体的・精神的・社会的な支援を行う。

<母子・障害班>

No	名 称	代 表 者	事 務 局	構 成 員	設 置 目 的 等
1	仙南地域子育て支援・虐待対策 連絡協議会	—	中央児童相 談所 当所	地区医師会、仙南保育所連合会、学校、教育 関係機関、警察署、仙台家庭裁判所、仙台法 務局大河原支局、主任児童委員、中央児童相 談所、当所	保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機 関の連携により、子育て支援、子どもに対 する虐待の予防、早期発見並に再発防止に 向けた地域での取組みを推進する。
2	仙南地方母子寡婦福祉連合会	会長 水戸 ちい子	会長宅	管内7町母子世帯及び寡婦の者	県母連に加入し、関係機関と密接な連携を 保ち会員相互の研鑽と地域母子福祉活動の 組織的運営を図り、母子寡婦福祉の増進に 寄与する。
3	宮城県なごみの会（里親会） 仙南支部	支部長 ト蔵 康行 （会長が兼任）	会長宅	管内2市7町里親登録している者（登録更新 されない者も会員）	会員相互の連携を図るとともに児童の福祉 増進に寄与するため、里親制度の向上発展 を図る。
4	宮城県障がい者福祉協会 仙南地方連絡協議会	会長 大波 俊憲	川崎町社会 福祉協議会	管内7町の身体障害者	身体障害者の福祉向上、自立並びに相互親 睦を図る。
5	仙南圏域婦人保護事業関係機関ネッ トワーク連絡協議会	会長 三浦 義博	当所	管内市町、中央児童相談所、管内警察署、 当所	婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協 議会と連携しながら、地域における関係機 関が密接な連携を図り、情報を共有化し、 婦人保護事業の実施における諸問題に対 し、迅速かつ的確に対処する。
6	仙南地域自立支援協議会	会長 佐藤 和彦 （川崎町保健福 祉課長）	川崎町	管内関係者・機関等（市町、障害当事者・家 族、相談支援従事者、福祉サービス事業者、 保健・医療、学校、企業等）	仙南地域における障害福祉サービス及び地 域生活支援事業、障害者差別解消に関する 取組事業等の効率化かつ円滑な実施を図 る。

<食品衛生班>

No	名 称	代 表 者	事 務 局	構 成 員	設 置 目 的 等
1	仙南食品衛生協会	会長 相澤 勝司	当所内	食品業者	食品業者が、食品衛生に関する自主管理を徹底し、食中毒等、事故の発生を未然に防止する。
2	(一財) 宮城県公衆衛生協会 仙南支所	理事長 大江 浩	大河原町	協会本部, 各支所	公衆衛生の普及啓発を柱とし、環境・食品等に関する検査測定を行うなど環境の保全及び公害の防止を図り、健康で文化的な県民生活の向上に寄与する。

<獣疫薬事班>

No	名 称	代 表 者	事 務 局	構 成 員	設 置 目 的 等
1	仙南地区薬物乱用防止指導員協議会	会長 瀬戸 裕一	会長宅	地区住民によるボランティア組織(県から委嘱された保護司, 民生委員, 薬剤師(学校薬剤師)その他指導員として適任と認められる者)	地域において覚醒剤等の薬物乱用防止の啓発活動を展開し、乱用の未然防止を図り、明るく健康的で住みよい地域づくりに寄与する。

<環境廃棄物班>

No	名 称	代 表 者	事 務 局	構 成 員	設 置 目 的 等
1	仙南地域廃棄物不法投棄防止対策 連絡会議	議長 高橋 達也	当所	仙南保健所長 大河原地方県事務所地域振興班長 大河原産業振興事務所関係班長 大河原土木事務所行政班長等 大河原・白石・角田各警察署生活安全課長 管内市町環境衛生関係課長 仙南地域広域行政事務組合業務課長 (社) 宮城県建設業協会仙南支部長 (社) 宮城県産業廃棄物協会仙南支部長	宮城県廃棄物不法投棄防止対策事業に関する基本方針第5条に基づき、仙南地域における廃棄物不法投棄防止対策に関し、関係機関が相互に緊密な連携を図る。
2	仙南地方畜産環境保全連絡協議会	座長 遠藤 薫	当所	大河原家畜保健衛生所, 大河原地域農業改良普及センター, 大河原地方振興事務所, 仙南保健所	関係公所間の緊密な連絡調整の基に畜産経営及び畜産廃棄物の処理等に起因する環境汚染を未然に防止し、健全な畜産経営の発展と生活環境の保全を図る。

9 所内電話番号等一覧

(1) 所在地

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

(2) 連絡先

班名等	電話番号	FAX番号	メールアドレス
企画総務班	53-3115	53-3131	snhwfz@pref.miyagi.lg.jp (事務所)
	53-3116		snhwfzp@pref.miyagi.lg.jp (企画総務班)
成人・高齢班	53-3120	52-3678	snthbsk@pref.miyagi.lg.jp
母子・障害班	53-3132		snthbbs@pref.miyagi.lg.jp
疾病対策班	53-3121		snthbsi@pref.miyagi.lg.jp
生活支援第一班	53-3122		snthbs1@pref.miyagi.lg.jp
生活支援第二班			snthbs2@pref.miyagi.lg.jp
食品衛生班	53-3117		53-3131
獣疫薬事班	53-3119	snkebjy@pref.miyagi.lg.jp	
環境廃棄物班	53-3118	snkebew@pref.miyagi.lg.jp	

(3) ホームページアドレス

区分	アドレス
仙南保健福祉事務所	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sn-hohuku/
宮城県	http://www.pref.miyagi.jp/

※ 県庁各課及び各公所のホームページには、宮城県のホームページからアクセスできます。